

◎新潟県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退 任

理事 南魚沼市泉甲624番地 上村 美作

退任年月日 平成30年12月 3 日